

役員の内任年齢に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人システム科学研究所（以下、本研究所という）の定款第21条に定める役員の内任年齢について定めるものである。

(役員の内任年齢)

第2条 役員の内任年齢は、原則として満68歳までとする。

(常勤会長等の内任年齢)

第3条 常勤の会長及び副会長（以下、会長等という）は、特別な事情がある場合には、前条の限りでない。ただし、この場合においても内任年齢は、原則として、満70歳までとする。

(非常勤会長等の内任年齢)

第4条 非常勤の会長等については、第2条及び第3条の限りではないが、新任者については満75歳を超えて、再任者については満80歳を超えて、それぞれ任命しないものとする。

(特例措置)

第5条 当該役員の内識及び経験が、本研究所の適正な業務運営上特に必要とし、かつ、理事会及び総会の内承を得た場合は、第2条から第4条の限りではない。

附 則

この規程は、一般社団法人システム科学研究所の内立の内登記の日（平成24年4月1日）から施行する。